

# 下関市渡船運航基準

平成17年 2月13日制定  
平成18年12月27日改定  
平成26年12月 1日改定  
平成30年 4月 1日改定  
平成30年10月 1日改定  
平成31年 4月 1日改定  
令和 6年11月13日改定  
令和 8年 3月17日改定

## 目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

### 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、下関市渡船安全管理規程に基づき、六連島航路及び蓋井島航路の各航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

### 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

地 点 名	気 象 ・ 海 象 の 条 件		
	風 速	波 高	視 程
六 連 島 港	13m/s以上	1.0m以上	500m以下
下 関 漁 港	13m/s以上	1.0m以上	500m以下
蓋 井 島 港	13m/s以上	1.0m以上	500m以下
吉 見 漁 港	13m/s以上	1.0m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

地 点 名	気 象 ・ 海 象 の 条 件	
	風 速	波 高
六 連 島 航 路	15m/s以上	波高1.5m以上

蓋井島航路	15 m/s 以上	波高 2.0 m 以上
-------	-----------	-------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

航路名	気象・海象の条件	
	風速	波高
六連島航路	13 m/s 以上 (船首方向の風を除く)	波高 1.3 m 以上
蓋井島航路	13 m/s 以上 (船首方向の風を除く)	波高 1.5 m 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

航路名	気象・海象の条件	
	風速	波高
六連島航路	15 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
蓋井島航路	15 m/s 以上	波高 2.0 m 以上

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

航路名	視程
六連島航路	500 m 以下
蓋井島航路	500 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

地点名	気象・海象の条件		
	風速	波高	視程
六連島港	13 m/s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下
下関漁港	13 m/s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下
蓋井島港	13 m/s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下
吉見漁港	13 m/s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、六連島航路は、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。蓋井島航路は、常用基準経路のみの1経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準	
常用（第1）基準経路	六連島航路	周年
	蓋井島航路	
第2基準経路	六連島航路	風速10m以上で風向（N）のとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(1) 六連島航路

速力区分	六連丸		しいがる (ドック時代船)		ふくまる (ドック時代船)		かんもん (ドック時代船)		がんりう (ドック時代船)	
	速力	毎分機関 回転数	速力	毎分機関 回転数	速力	毎分機関 回転数	速力	毎分機関 回転数	速力	毎分機関 回転数
微速	3.0ノット	1,000rpm	3.4ノット	600rpm	9.5ノット	900rpm	9.5ノット	900rpm	9.5ノット	900rpm
半速	8.0ノット	1,200rpm	9.6ノット	1,200rpm	11.5ノット	1,500rpm	11.5ノット	1,500rpm	11.5ノット	1,500rpm
全速	20.0ノット	2,616rpm	24.3ノット	2,400rpm	27.5ノット	2,700rpm	27.5ノット	2,700rpm	27.5ノット	2,700rpm
航海速力	15.6ノット	2,200rpm	16.0ノット	1,800rpm	16.0ノット	1,900rpm	16.0ノット	1,900rpm	16.0ノット	1,900rpm

(2) 蓋井島航路

速力区分	蓋井丸		しいがる (ドック時代船)	
	速力	毎分機関 回転数	速力	毎分機関 回転数
微速	4.6ノット	550rpm	3.4ノット	600rpm
半速	11.6ノット	1,500rpm	9.6ノット	1,200rpm
全速	13.2ノット	1,900rpm	24.3ノット	2,400rpm
航海速力	12.5ノット	1,700rpm	16.0ノット	1,800rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(機器点検)

第9条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第10条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を記録するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成18年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

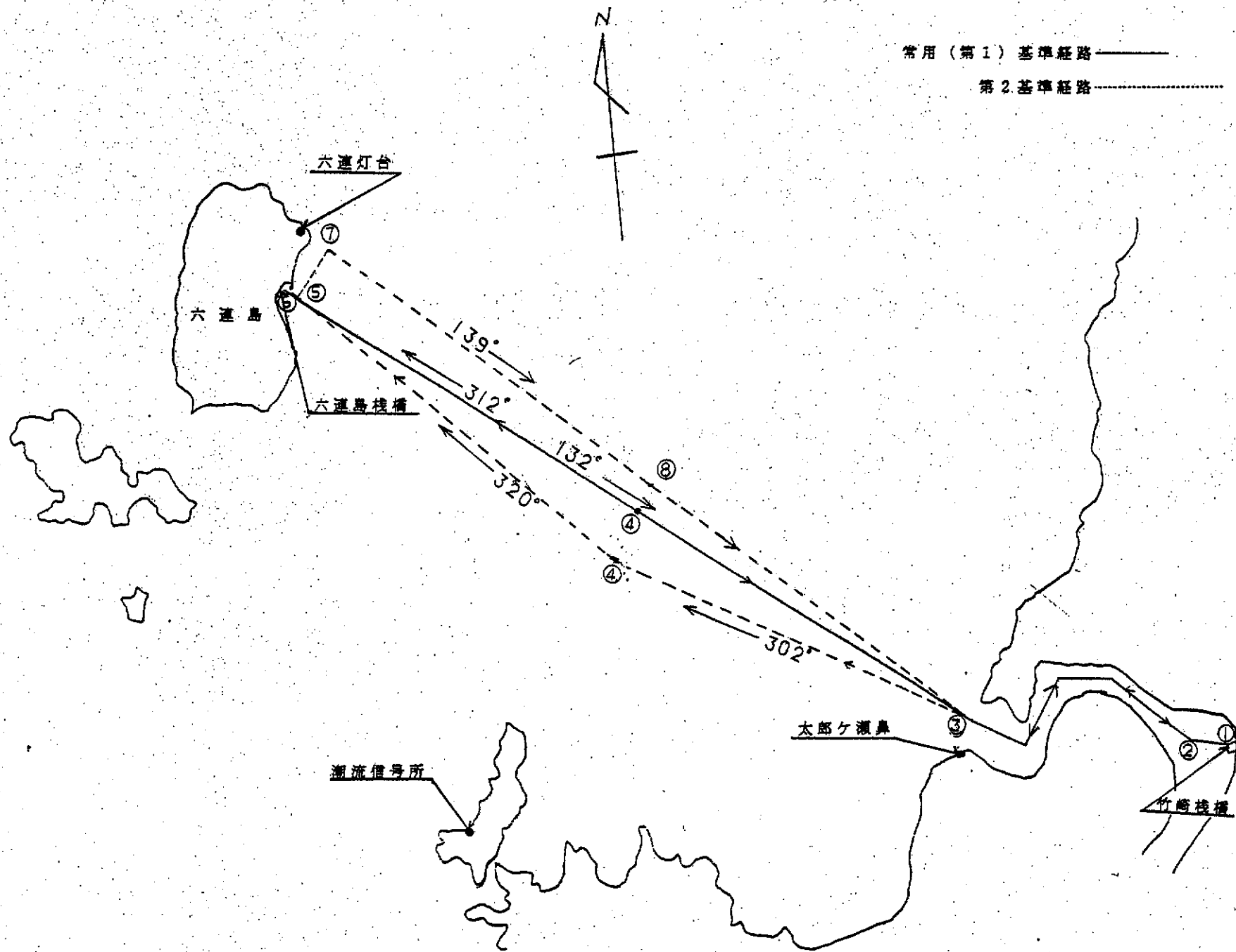
この基準は、令和6年11月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和8年 3月17日から施行する。

# 竹崎～六連島航路運航基準図



## 運 航 基 準 図 別 表

竹崎～六連島航路 第一基準経路 (上り・下り) (六連丸)

地点 番号	時刻	通過地点			針路		距離		機関回転数	速力	所要時間		備 考															
		目 標	方 位		距離	Joc	Mco	区間			入港地まで (m)	区間 (分)		入港地まで (分)														
			Jrue	Mag																								
1	06-25	竹崎栈橋発						6000	600～1000	0.0～3.0	3	20	1. 船長の直接操船区間各港の 出入港 2. 各港の注意事項 太郎ヶ瀬鼻沖から竹崎栈橋迄、 六連島港内その他船舶出入港 多し注意して航行 3. 航路の注意事項 本船航路では通行船に注意し て航行すること															
2	06-28	竹崎栈橋沖合		250°	300m			5900	1000～1600	3.0～11.2	5	17																
3	06-33	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m			4300	1600～1900	11.2～13.4	6	12																
4	06-39	潮流信号所		35°	約800m		312°	2100	1600～1900	11.2～13.4	5	6																
5	06-44	六連島栈橋沖合		155°	300m		312°	200	1600～1900	11.2～13.4	5	1																
6	06-45	六連島栈橋着						0	600～1000	0.0～3.0	1	0																
6	07-00	六連島栈橋発						6000	600～1000	0.0～3.0	3	20	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回転数</th> <th>速力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微速</td> <td>1000</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>半速</td> <td>1200</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>全速</td> <td>2616</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>航海速</td> <td>1900</td> <td>13.4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回転数	速力	微速	1000	3.0	半速	1200	8.0	全速	2616	20.0	航海速	1900	13.4
区分	回転数	速力																										
微速	1000	3.0																										
半速	1200	8.0																										
全速	2616	20.0																										
航海速	1900	13.4																										
5	07-03	六連島栈橋沖合		155°	300m		123°	5800	1600～1900	11.2～13.4	5	17																
4	07-08	潮流信号所		35°	約800m		123°	3900	1600～1900	11.2～13.4	6	12																
3	07-14	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m			1700	1000～1600	3.0～11.2	5	6																
2	07-19	竹崎栈橋沖合		250°	300m			100	1000～1600	3.0～11.2	5	1																
1	07-20	竹崎栈橋着						0	600～1000	0.0～3.0	1	0																

## 運 航 基 準 図 別 表

竹崎～六連島航路 第二基準経路 (上り・下り) (六連丸)

地点 番号	時刻	通過地点				針路		距離		機関回転数	速力	所要時間		備 考
		目 標	方 位		距離	Jco	Mco	区間	入港地まで (m)			区間 (分)	入港地まで (分)	
			Jrue	Mag										
1	06-25	竹崎栈橋発							6050	600～1000	0.0～3.0	3	22	1. 船長の直接操船区間各港の 出入港 2. 各港の注意事項 太郎ヶ瀬鼻沖から竹崎栈橋迄、 六連島港内その他船舶出入港 多し注意して航行 3. 航路の注意事項 本船航路では通行船に注意し て航行すること
2	06-28	竹崎栈橋沖合		250°	300m			100	5950				19	
3	06-33	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m			1600	4350	1000～1600	3.0～11.2	5	14	
4	06-40	潮流信号所		35°	約700m		302°	2230	2120	1200～1900	8.0～13.4	7	7	
5	06-46	六連島栈橋沖合		155°	300m		320°	1920	200	1200～1900	8.0～13.4	6	1	
6	06-47	六連島栈橋着						200	0	600～1000	0.0～3.0	1	0	
6	07-00	六連島栈橋発							6350	600～1000	0.0～3.0		22	
5	07-03	六連島栈橋沖合		155°	300m		46°	200	6150			3	20	
7	07-05	六連灯台		46°	約500m		139°	300	5850	1000～1200	3.0～8.0	2	18	
8	07-10	潮流信号所		35°	900m		139°	1930	3920	1600～1900	11.2～13.4	5	12	
3	07-16	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m		139°	2220	1700	1600～1900	11.2～13.4	6	6	
2	07-21	竹崎栈橋沖合		250°	300m			1600	100	1000～1600	3.0～11.2	5	2	
1	07-22	竹崎栈橋着						100	0	600～1000	0.0～3.0	1	0	

区分	回転数	速力
微速	1000	3
半速	1200	8
全速	2616	20
航海速	1900	13.4

## 運 航 基 準 図 別 表

竹崎～六連島航路 第一基準経路 (上り・下り) (しいがる)

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		機関回転数	速力	所要時間		備 考	
		目 標	方 位		距離	Joc	Mco	区間			入港地まで (m)	区間 (分)		入港地まで (分)
			Jrue	Mag										
1	06-25	竹崎栈橋発							6000	300～600	0.0～3.4	3	20	1. 船長の直接操船区間各港の 出入港 2. 各港の注意事項 太郎ヶ瀬鼻沖から竹崎栈橋迄、 六連島港内その他船舶出入港 多し注意して航行 3. 航路の注意事項 本船航路では通行船に注意し て航行すること
2	06-28	竹崎栈橋沖合		250°	300m				5900	600～1400	3.4～11.6	5	17	
3	06-33	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m				4300	1200～1800	9.6～16.0	6	12	
4	06-39	潮流信号所		35°	約800m		312°	2200	2100	1200～1800	9.6～16.0	5	6	
5	06-44	六連島栈橋沖合		155°	300m		312°	1900	200	1200～1800	9.6～16.0	1	1	
6	06-45	六連島栈橋着							0	300～600	0.0～3.4	1	0	
6	07-00	六連島栈橋発							6000	300～600	0.0～3.4	3	20	
5	07-03	六連島栈橋沖合		155°	300m				5800	1200～1800	9.6～16.0	5	17	
4	07-08	潮流信号所		35°	約800m		123°	1900	3900	1200～1800	9.6～16.0	6	12	
3	07-14	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m		123°	2200	1700	1200～1800	9.6～16.0	5	6	
2	07-19	竹崎栈橋沖合		250°	300m				1600	600～1400	3.4～11.6	1	1	
1	07-20	竹崎栈橋着							100	300～600	0.0～3.4	1	0	
									0				0	

区分	回転数	速力
微速	600	3.4
半速	1200	9.6
全速	2400	24.3
航海速	1800	16.0

## 運 航 基 準 図 別 表

竹崎～六連島航路 第二基準経路 (上り・下り) (しいがる)

地点 番号	時刻	通過地点				針路		距離		機関回転数	速力	所要時間		備 考				
		目 標	方 位		距離	Jco	Mco	区間	入港地まで (m)			区間 (分)	入港地まで (分)					
			Jrue	Mag														
1	06-25	竹崎棧橋発							6050	300～600	0.0～3.4	3	22	1. 船長の直接操船区間各港の 出入港 2. 各港の注意事項 太郎ヶ瀬鼻沖から竹崎棧橋迄、 六連島港内その他船舶出入港 多し注意して航行 3. 航路の注意事項 本船航路では通行船に注意し て航行すること				
2	06-28	竹崎棧橋沖合		250°	300m			100	5950						600～1400	3.4～11.6	5	19
3	06-33	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m			1600	4350									
4	06-40	潮流信号所		35°	約700m		302°	2230	2120						1200～1800	9.6～16.0	6	7
5	06-46	六連島棧橋沖合		155°	300m		320°	1920	200									
6	06-47	六連島棧橋着						200	0									0
6	07-00	六連島棧橋発							6350	300～600	0.0～3.4	3	22					
							46°	200	6150						600～1200	3.4～9.6	2	20
5	07-03	六連島棧橋沖合		155°	300m		139°	300	5850									
7	07-05	六連灯台		46°	約500m		139°	1930	3920						1200～1800	9.6～16.0	6	12
8	07-10	潮流信号所		35°	900m		139°	2220	1700					600～1400				
3	07-16	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m			1600	100						300～600	0.0～3.4	1	2
2	07-21	竹崎棧橋沖合		250°	300m			100	0				0					
1	07-22	竹崎棧橋着																

区分	回転数	速力
微速	600	3.4
半速	1200	9.6
全速	2400	24.3
航海速	1800	16.0

# 運 航 基 準 図 別 表

竹崎～六連島航路 第一基準経路 (上り・下り) (ふくまる、かんもん、がんりう)

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		機関回転数	速力	所要時間		備 考																
		目 標	方 位		距離	Joc	Mco	区間			入港地まで (m)	区間 (分)		入港地まで (分)															
			Jrue	Mag																									
1	06-25	竹崎栈橋発							6000	300～500	0.0～3.4	3	20	1. 船長の直接操船区間各港の 出入港 2. 各港の注意事項 太郎ヶ瀬鼻沖から竹崎栈橋迄、 六連島港内その他船舶出入港 多し注意して航行 3. 航路の注意事項 本船航路では通行船に注意し て航行すること															
2	06-28	竹崎栈橋沖合		250°	300m			100	5900	500～1000	3.4～11.6	5	17																
3	06-33	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m				4300	1000～1900	9.6～16.0	6	12																
4	06-39	潮流信号所		35°	約800m		312°	2200	2100	1000～1900	9.6～16.0	5	6																
5	06-44	六連島栈橋沖合		155°	300m		312°	1900	200	1000～1900	9.6～16.0	1	1																
6	06-45	六連島栈橋着						200	0	300～500	0.0～3.4	1	0																
6	07-00	六連島栈橋発						200	6000	300～500	0.0～3.4	3	20	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回転数</th> <th>速力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>微速</td> <td>900</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>半速</td> <td>1500</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>全速</td> <td>2700</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>航海速</td> <td>1900</td> <td>16.0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回転数	速力	微速	900	9.5	半速	1500	11.5	全速	2700	27.5	航海速	1900	16.0
区分	回転数	速力																											
微速	900	9.5																											
半速	1500	11.5																											
全速	2700	27.5																											
航海速	1900	16.0																											
5	07-03	六連島栈橋沖合		155°	300m		123°	1900	5800	500～1000	9.6～16.0	5	17																
4	07-08	潮流信号所		35°	約800m		123°	2200	3900	1000～1900	9.6～16.0	6	12																
3	07-14	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m				1700	1500～1900	3.4～11.6	5	6																
2	07-19	竹崎栈橋沖合		250°	300m			1600	100	1500～1900	0.0～3.4	1	1																
1	07-20	竹崎栈橋着						100	0	300～900	0.0～3.4	1	0																

# 運 航 基 準 図 別 表

竹崎～六連島航路 第二基準経路 (上り・下り) (ふくまる、かんもん、がんりう)

地点 番号	時刻	通過地点				針路		距離		機関回転数	速力	所要時間		備 考				
		目 標	方 位		距離	Jco	Mco	区間	入港地まで (m)			区間 (分)	入港地まで (分)					
			Jrue	Mag														
1	06-25	竹崎栈橋発							6050	300～500	0.0～3.4	3	22	1. 船長の直接操船区間各港の 出入港 2. 各港の注意事項 太郎ヶ瀬鼻沖から竹崎栈橋迄、 六連島港内その他船舶出入港 多し注意して航行 3. 航路の注意事項 本船航路では通行船に注意し て航行すること				
2	06-28	竹崎栈橋沖合		250°	300m			100	5950						500～1000	3.4～9.6	5	19
3	06-33	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m			1600	4350									
4	06-40	潮流信号所		35°	約700m		302°	2230	2120						1000～1900	9.6～16.0	6	7
5	06-46	六連島栈橋沖合		155°	300m		320°	1920	200									
6	06-47	六連島栈橋着						200	0									0
6	07-00	六連島栈橋発							6350	300～500	0.0～3.4	3	22					
							46°	200	6150						500～1000	3.4～9.6	2	20
5	07-03	六連島栈橋沖合		155°	300m		139°	300	5850									
7	07-05	六連灯台		46°	約500m		139°	1930	3920						1000～1900	9.6～16.0	6	12
8	07-10	潮流信号所		35°	900m		139°	2220	1700					500～1000				
3	07-16	太郎ヶ瀬鼻		40°	50m			1600	100						300～500	0.0～3.4	1	2
2	07-21	竹崎栈橋沖合		250°	300m			100	0				0					
1	07-22	竹崎栈橋着																

区分	回転数	速力
微速	900	9.5
半速	1500	11.5
全速	2700	27.5
航海速	1900	16.0